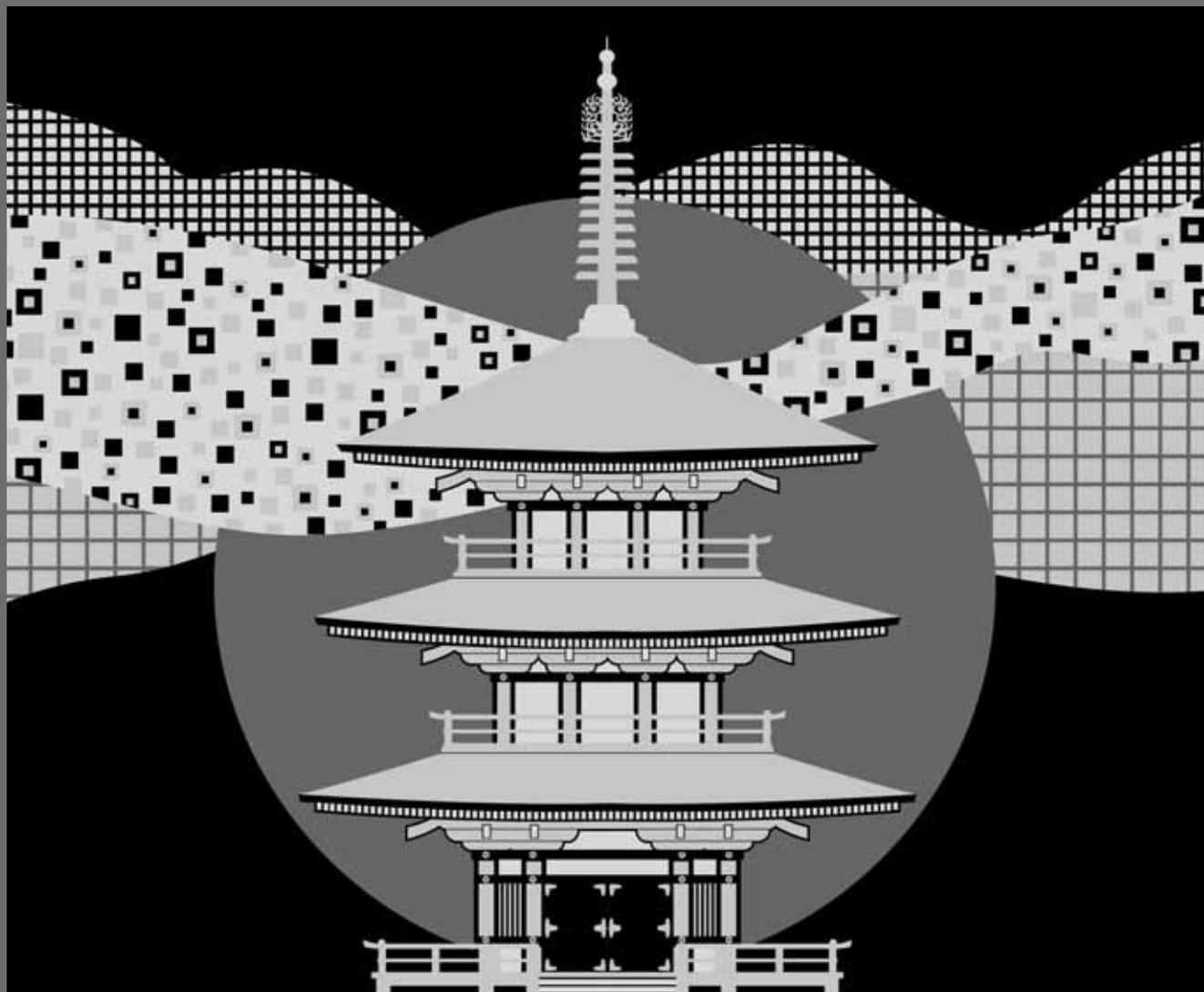


投資信託説明書(交付目論見書)



りそなPCAニッポン優良資産ファンド

追加型投信/国内/資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、下記の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

PCAアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第379号

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

再信託受託会社:

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

<ファンドに関する照会先>

PCAアセット・マネジメント株式会社

電話番号 **03-5224-3400**

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

Contents

- I ファンドの目的・特色
- II 投資リスク
- III 運用実績
- IV 手続・手数料等

商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)))	年4回	日本	ファミリーファンド

※商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

- 本書により行う「りそなPCAニッポン優良資産ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月11日に関東財務局長に提出しており、平成23年8月12日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委託会社名	PCAアセット・マネジメント株式会社
設立年月日	平成11年12月1日
資本金	649.5百万円(平成23年5月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	7,176億円(平成23年5月末現在)

I ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、日本国内の株式、不動産投資信託証券（J-REIT）および公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

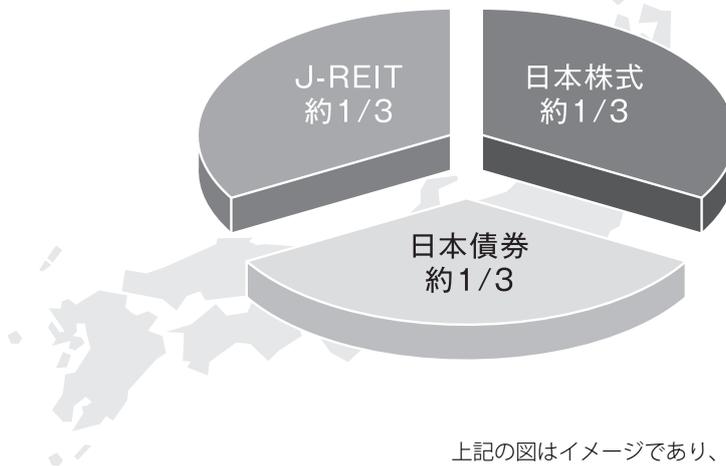
1

マザーファンドへの投資を通じて、主として「日本株式」、「日本の不動産投資信託証券（J-REIT）」および「日本債券」に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■原則として、3本のマザーファンドに概ね3分の1ずつ*投資します。

※各資産の流動性および市場規模等によっては、投資比率を変更することがあります。

<資産配分のイメージ>

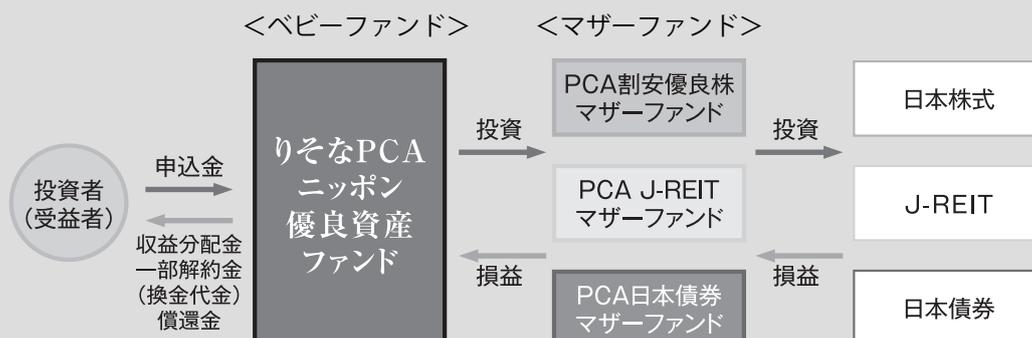


上記の図はイメージであり、実際の投資比率とは必ずしも一致しません。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「PCA割安優良株マザーファンド」、「PCA J-REITマザーファンド」および「PCA日本債券マザーファンド」への投資を通じて、主として日本株式、J-REITおよび日本債券に投資します。

■「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



<マザーファンドにおける銘柄選択基準>

- ① 日本株式：製品やサービスが長期的な競争優位性を持ち、健全な財務内容かつすぐれた経営力を有する企業等
- ② J-REIT：長期にわたり安定した収益をもたらす不動産（オフィスビル、商業施設、賃貸マンション等）を保有するJ-REIT
- ③ 日本債券：日本国債および①に該当する企業の社債*

*「PCA日本債券マザーファンド」は日本企業の社債も投資対象としますが、2011年5月末現在、組入債券は日本国債のみとなっております。

ニッポンの優良資産とは

	優良資産の条件	各マザーファンドの運用の特徴
日本株式	<ul style="list-style-type: none"> ◆長期的な競争優位性を持つ製品やサービス ◆健全な財務内容 ◆優れた経営のクオリティ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆PER、PBR、予想配当利回り、ディスカウント・キャッシュフロー等の観点から割安度や経営安定性等の分析を行い、割安優良銘柄に絞ってポートフォリオを構築します。 ◆株式会社りそな銀行の日本株運用チームが投資情報を提供します。
J-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ◆良好な立地（都心、駅近郊、新しい商業ビル等） ◆高いテナント誘致力と安定的な稼働率、低い空室率 ◆資金調達力（長期資金の調達力、低水準の銀行借入金利） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆徹底したボトムアップリサーチにより優良な物件を有するREITに絞って投資します。 ◆優良なREIT物件のテナントは、長期的な契約のもとで収益に貢献する可能性が高いと考えます。 ◆株式会社りそな銀行のJ-REIT運用チームが投資情報を提供します。
日本債券	<ul style="list-style-type: none"> ◆高格付け ◆潤沢な流動性 ◆上記の日本株式の優良資産の条件に合致する企業の社債 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国債を中心に投資を行い、安定的な利子収入の確保を目指します。また、優良企業の社債へも一部投資します。 ◆原則として、取得時においてS&Pまたはムーディーズいずれかより、A-相当以上（S&Pにおいて「A-」以上、またはムーディーズにおいて「A3」以上）の格付けを得ている債券に投資を行います。

※組入れ後、S&Pおよびムーディーズの両方の格付けがA-相当未満になった場合には、原則として3カ月以内に当該債券を売却します。

※ 上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

■外貨建資産への投資は行わないため、為替変動による直接的なリスクはありません。

2

マザーファンドの運用は、当社グループのシンガポールの運用会社が行います。「日本株式」、「日本の不動産投資信託証券（J-REIT）」に関しては、日本の年金資産運用で定評のある株式会社りそな銀行より投資助言を受けます。

- 運用の委託先の名称 : プルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（略称：PAMS）
- 委 託 の 内 容 : 「PCA割安優良株マザーファンド」：日本株式の運用の指図に関する権限
「PCA J-REITマザーファンド」：J-REITの運用の指図に関する権限
「PCA日本債券マザーファンド」：日本債券の運用の指図に関する権限

※ PAMSは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の间接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、イギリス、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2010年12月31日現在約3,400億ポンド（約43兆円、1ポンド=125.95円）に上ります。なお、最終親会社およびPAMSは、主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンス社とはなんら関係がありません。

3

年4回の決算時に収益分配を行います。

- 原則として、毎年2月、5月、8月、11月の各12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。
- 委託会社は基準価額水準等を勘案して、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を付加して収益分配を行う場合があります。
- 委託会社の判断で収益分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- 外貨建資産への投資は行いません。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

Ⅱ 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは株式を実質的な投資対象としますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



不動産投資信託証券の価格変動リスク 不動産市況等の変化によりJ-REITの価格が変動するリスク

不動産投資信託証券（J-REIT）の価格は、政治経済情勢、不動産市況、金利動向、組入不動産の価値や収益性および関連する規制や税制等の影響を受け変動します。当ファンドはJ-REITを実質的な投資対象としますので、基準価額はJ-REITの価格変動の影響を受けます。



金利変動リスク 金利変動による債券やJ-REITの価格変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。また、J-REITも、金利が上昇した場合に価格が下落する傾向があります。当ファンドは債券およびJ-REITを実質的な投資対象としますので、基準価額は金利変動による債券やJ-REITの価格変動の影響を受けます。



信用リスク 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化、特に債務不履行やその可能性の発生により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。特にJ-REITは市場規模が小さく取引量が少ない場合等、流動性リスクが高い傾向があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を越えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において運用の委託先における投資方針の遵守状況および運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。また、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会がリスク全般の管理を行っています。

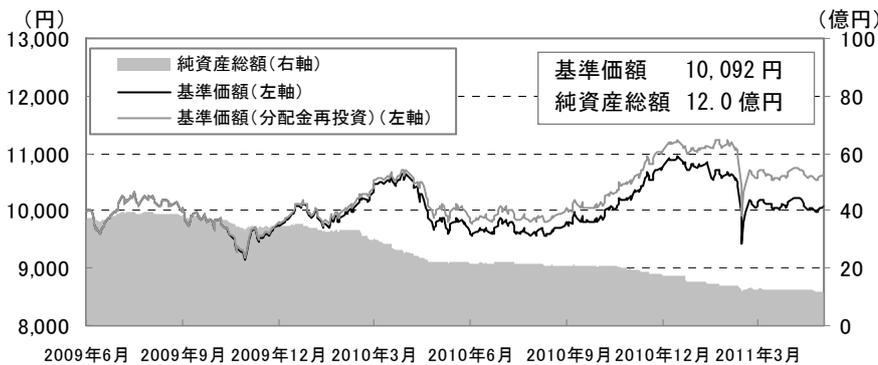


運用実績

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2011年5月31日現在

■基準価額・純資産の推移 期間:設定日(2009年6月30日)~2011年5月31日



■分配の推移 (1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2010年 5月 (第3期)	150 円
2010年 8月 (第4期)	20 円
2010年11月 (第5期)	20 円
2011年 2月 (第6期)	250 円
2011年 5月 (第7期)	50 円
直近1年間累計	340 円
設定来累計	560 円

※委託会社の判断で収益分配を行わないことがあります。

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資したものととして算出しています。

■主要な資産の状況

●マザーファンドの組入状況

資産の種類	利回り(%)	比率(%)
PCA割安優良株マザーファンド	2.24	30.80
PCA J-REITマザーファンド	4.87	32.29
PCA日本債券マザーファンド	0.87	33.24
現金・その他	—	3.67

※比率は、純資産総額を100%として算出しています。

●「PCA割安優良株マザーファンド」の状況

組入上位5銘柄

順位	銘柄	業種	比率(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.96
2	KDDI	情報・通信業	4.96
3	東日本旅客鉄道	陸運業	4.43
4	ローム	電気機器	4.22
5	カネカ	化学	4.05

組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	18.31
2	銀行業	12.37
3	情報・通信業	12.22
4	化学	7.69
5	輸送用機器	7.53

●「PCA J-REITマザーファンド」の状況

組入上位5銘柄

順位	銘柄	配当利回り(%)	比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	3.93	12.52
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	4.06	10.08
3	アドバンス・レジデンス投資法人	4.92	8.82
4	森トラスト総合リート投資法人	4.89	6.58
5	野村不動産オフィスファンド投資法人	5.15	6.45

●「PCA日本債券マザーファンド」の状況

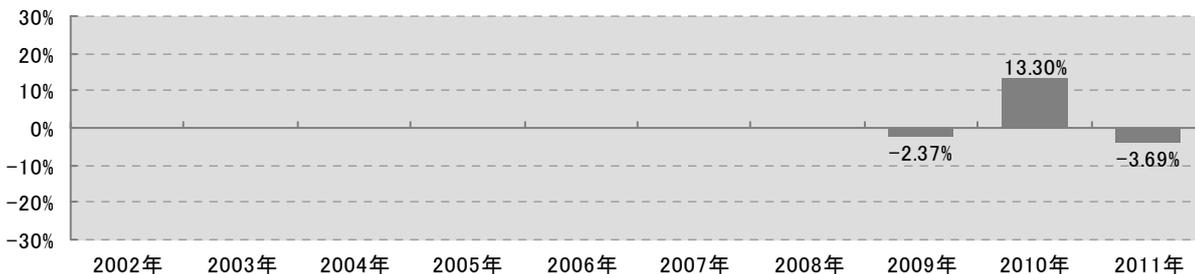
組入上位5銘柄

順位	銘柄	種別	比率(%)
1	第110回利付国債(20年)	国債	18.02
2	第264回利付国債(10年)	国債	16.55
3	第60回利付国債(5年)	国債	13.04
4	第250回利付国債(10年)	国債	12.20
5	第302回利付国債(10年)	国債	6.72

※マザーファンドの比率は、各々の組入銘柄評価額の合計を100%として算出しています。
※「PCA割安優良株マザーファンド」の業種は東証33業種区分に準じて表示しています。
※「PCA日本債券マザーファンド」の組入債券は日本国債のみとなっております。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したものととして計算しています。
※2009年は、設定日(2009年6月30日)から2009年12月末までの収益率です。
※2011年は、5月末までの収益率です。



手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社または表紙に記載する照会先までお問合せください。
購入価額	お申込受付日の基準価額とします。
購入代金	購入代金はお申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の基準価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	平成23年8月12日から平成24年8月13日までとします。 ※繰上償還が決定した場合、申込期間は平成23年9月14日までとします。詳しくは、最終ページの追加的記載事項をご覧ください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情がある場合には、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行う場合があります。
信託期間	原則として無期限（平成21年6月30日設定） ※繰上償還が決定した場合、信託期間は平成23年10月14日までとします。詳しくは、最終ページの追加的記載事項をご覧ください。
繰上償還	信託財産の純資産総額が30億円を下回るようになった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎年2月、5月、8月、11月の各12日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で収益分配を行わないことがあります。 ※「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回（5月および11月）の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	■購入時手数料	2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。
	■信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用	■運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対して年率1.4385%（税抜1.37%）を乗じて得た額が毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。
---------------------	---------------	--

各販売会社の取扱い純資産残高のうち		200億円以下の部分	200億円超500億円以下の部分	500億円超の部分
配 分	委託会社	年率0.7035%（税抜0.67%）	年率0.6510%（税抜0.62%）	年率0.5985%（税抜0.57%）
	販売会社	年率0.7035%（税抜0.67%）	年率0.7560%（税抜0.72%）	年率0.8085%（税抜0.77%）
	受託会社	年率0.0315%（税抜0.03%）	年率0.0315%（税抜0.03%）	年率0.0315%（税抜0.03%）

※委託会社の報酬にはマザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

■その他の費用・手数料 有価証券の売買時の売買委託手数料、監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用等を信託財産よりご負担いただきます。

※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

× ㄷ

× ㄷ

× ㄷ

追加的記載事項

<お知らせ> 「りそなPCAニッポン優良資産ファンド」信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドは、平成21年6月30日の設定以来、主として国内の株式、不動産投資信託証券および公社債へ実質的に投資することにより信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、一部解約により、信託財産の純資産総額が平成23年6月末時点で12億円弱と設定当初より減少しており、信託約款に定める繰上償還の基準となる金額の30億円を下回った状態が続いております。また、当ファンドの主要投資対象である「PCA割安優良株マザーファンド」、「PCA J-REITマザーファンド」および「PCA日本債券マザーファンド」につきましても、平成23年6月末時点の信託財産の純資産総額がそれぞれ4億円弱であり、各マザーファンドにおいても効率的な運用を継続することが困難な状況となっております。

したがって、このたびこれらの状況を勘案し、運用を行うにあたっての適切な資産規模を下回り、運用の基本方針に沿った運用が困難になりつつあることから、当社では当ファンドの信託契約を解約し運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

<信託終了（繰上償還）の日程および手続き>

① 受益者の確定	：平成23年 8月12日
② 書面による議決権の行使の期間	：平成23年 8月12日～平成23年 9月12日
③ 書面による決議の日 (信託終了（繰上償還）の可否が決定される日)	：平成23年 9月13日
④ 買取請求期間	：平成23年 9月14日～平成23年10月 3日
⑤ 信託終了（繰上償還） 予定日	：平成23年10月14日

平成23年9月13日に、平成23年8月12日時点の受益者の皆様を対象に書面決議を行い、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、信託を終了（繰上償還）いたします。

(注) 平成23年8月12日以降に当ファンドをご購入いただき、これにともない当ファンドの受益者となる方は、上記手続きを行う権利がございません。

繰上償還が行われる場合、ご解約のお申込みは平成23年10月12日まで通常通り受け付けます。

なお、上記の受益者数および議決権口数による賛成が得られず書面決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。